

網走市立地適正化計画

概要版

網 走 市

目 次

序	計画の概要	1
	序-1 計画策定の背景と目的	1
	序-2 計画の位置づけ	1
	序-3 計画区域	1
	序-4 計画期間	1
1	将来都市構造の構築に向けた課題	2
2	将来都市像及び都市の骨格構造	4
	2-1 本計画におけるまちづくりの基本的考え方	4
	2-2 目指すべき将来都市骨格構造	5
3	都市機能誘導区域の設定	7
	3-1 都市機能誘導区域の設定	7
	3-2 誘導施設の設定	9
4	居住誘導区域の設定	10
5	届出制度及び誘導施策	12
	5-1 届出制度	12
	5-2 誘導施策	13
6	防災指針	14
	6-1 防災まちづくりの取組方針	14
	6-2 具体的な取組・スケジュール	14
7	計画の実現に向けて	15

序 計画の概要

序－１ 計画策定の背景と目的

網走市では平成 14 年度に「網走市都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成 27 年度から平成 28 年度にかけて見直しを行い、都市施設の整備などを計画的に進めてきました。

一方国においては、平成 26 年 8 月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方を基に、持続可能な都市を目指した「立地適正化計画」が制度化されました。

こうした背景から網走市においても、これまでの社会資本の有効活用や公共施設の再編を含む都市機能の適正配置などにより、都市経営コストや環境負荷を抑えたコンパクトな都市を目指すためのより具体的なマスタープランとなる立地適正化計画の策定を行います。

序－２ 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定による「住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画」として定めます。また、都市再生特別措置法第 82 条に基づき、都市計画法第 18 条の 2 の規定により定める「網走市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。

【北海道】

【網走市】

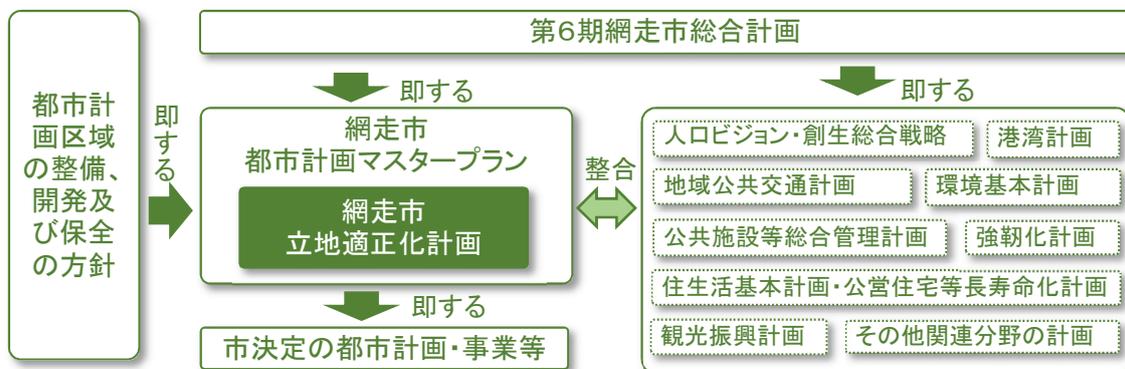


図 立地適正化計画の位置づけ

序－３ 計画区域

本計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全域とします（都市再生特別措置法第 81 条第 1 項）。

序－４ 計画期間

計画期間は、令和 4 年（2022 年）～令和 23 年（2041 年）の概ね 20 年間とし、計画策定後の社会経済状況の変化や施策の進捗等を踏まえて適宜見直しを行うものとしします。

1 将来都市構造の構築に向けた課題

網走市では、人口減少や少子高齢化が進行する中、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造への再編を図るため、[網走市都市計画マスタープラン]において、都市拠点・沿道商業ゾーン・身近な生活拠点と骨格軸・環境軸からなる将来都市構造を目指すとしています。

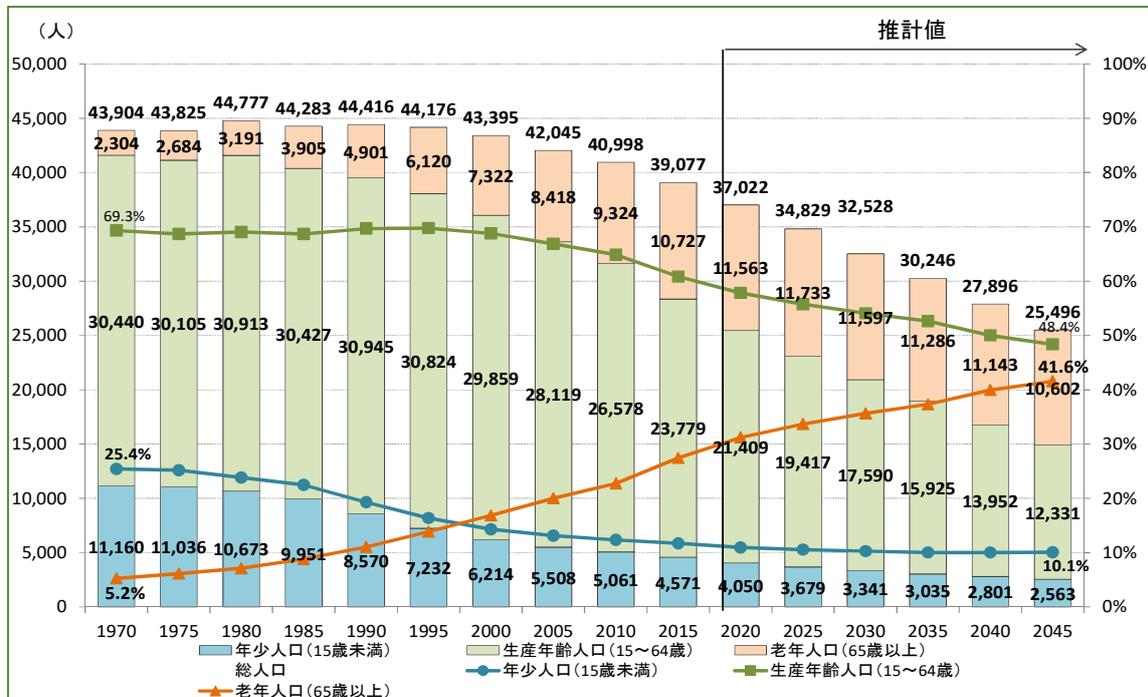


図 人口推移と将来人口推計

資料：総務省「国勢調査」(1970年～2015年)、社人研「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」(2020年～2045年)

このことを念頭に置きながら、網走市の現状や上位・関連計画、市民意向調査結果等を踏まえ、生活の利便性、公共交通の持続性、災害等に対する安全性、財政の健全性、安全安心で快適な生活環境形成等、持続可能な都市経営の観点から、網走市における都市構造の課題について分析すると次ようになります。

【課題1】 都市拠点における更なる都市機能の集積

「網走市都市計画マスタープラン」で都市拠点と位置づけられている網走中心部は、近年人口減少・少子高齢化に加え、商業機能の相対的低下に伴う都市拠点の空洞化が懸念されており、令和2年7月実施の市民意向調査においては、商業施設や飲食店、医療施設、行政機関、娯楽施設などを求める声が多くなっています。こうした状況から、網走市のみならずオホーツク地域全体の中心拠点として、更なる都市機能の集積が求められています。

【課題2】 各地域の特性に応じた居住機能や生活利便機能の配置

「網走市都市計画マスタープラン」においては、地域の生活利便性を支える身近な生活拠

点を形成するとしており、令和2年7月実施の市民意向調査で、身近な生活拠点に必要な施設として、商業施設、医療施設、広場・公園、飲食店が挙がっています。こうした状況から、将来にわたり各地域の生活を維持し、高齢者や子育て世代が安心して網走で生活するためには、医療・福祉、商業、高齢者・子育て関連、地域交流、広場・公園等の生活利便機能を、地域の居住者層や交通ネットワークの状況など、地域特性に応じながら適切に配置することが必要と考えられます。

【課題3】 豊かな自然環境を背景としたグリーンインフラの有効活用

網走市は、周囲を豊かな農地や森林、海・湖沼等に囲まれた緑豊かな自然環境の中に市街地が位置しています。このような恵まれた自然景観を地域固有の財産として後世に継承していくことが、網走市にとって重要なテーマの一つといえます。今後は、公園・緑地・広場等をグリーンインフラ^{*1}として捉え、地域ごとの人口動向や地域ニーズ、長期的な視点における管理コストの低減に配慮するとともに、まちづくりと連携しながら、公園緑地機能の最適化を含むグリーンインフラの有効活用を図っていく必要があります。

※1：グリーンインフラは「自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする（第4次社会資本整備重点計画）もの」とされています。

【課題4】 複合災害を念頭に置いた事前防災まちづくりの推進

近年は地球規模の気候変動等から多方面において自然災害が頻発しており、網走市においても大雨による河川の増水や土砂災害等がみられています。こうした自然災害が感染症拡大時等で発生すると、自然災害対応と感染症対策という二つの複合災害に対応しなければならない状況となることから、今後は避難所の過密を避けるため、指定避難所以外の公共施設や民間施設、公園・広場等のオープンスペースを含めた多様な避難環境の確保とともに、災害に強い都市基盤づくりや適切な土地利用規制等を通じた居住の誘導等により、安全な宅地の形成が必要です。

【課題5】 まちづくりと連携した公共交通の最適化

令和2年7月の市民意向調査では、公共交通の維持・活性化に必要な取組みとして、「都市拠点と身近な生活拠点を中心にその周辺と循環バスで結ぶ」が最も多く、次いで「デマンドバスや乗り合いタクシーなど新しい交通システムを導入する」「乗り方・時刻表・料金・路線図・乗り換え案内など、わかりやすく情報提供する」「バスを小型化する」などの要望が寄せられています。今後、人口減少と少子・高齢化の進展が予測される中、市民の移動実態やニーズを踏まえるとともに、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりに向けて、バス路線や新たな交通システムの導入の検討など、生活の移動手段となる公共交通の最適化が必要となっています。

2 将来都市構造及び都市の骨格構造

2-1 本計画におけるまちづくりの基本的考え方

本計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）を、都市構造の課題や総合計画・都市計画マスタープランのまちづくりの理念・目標を踏まえて次のように設定します。

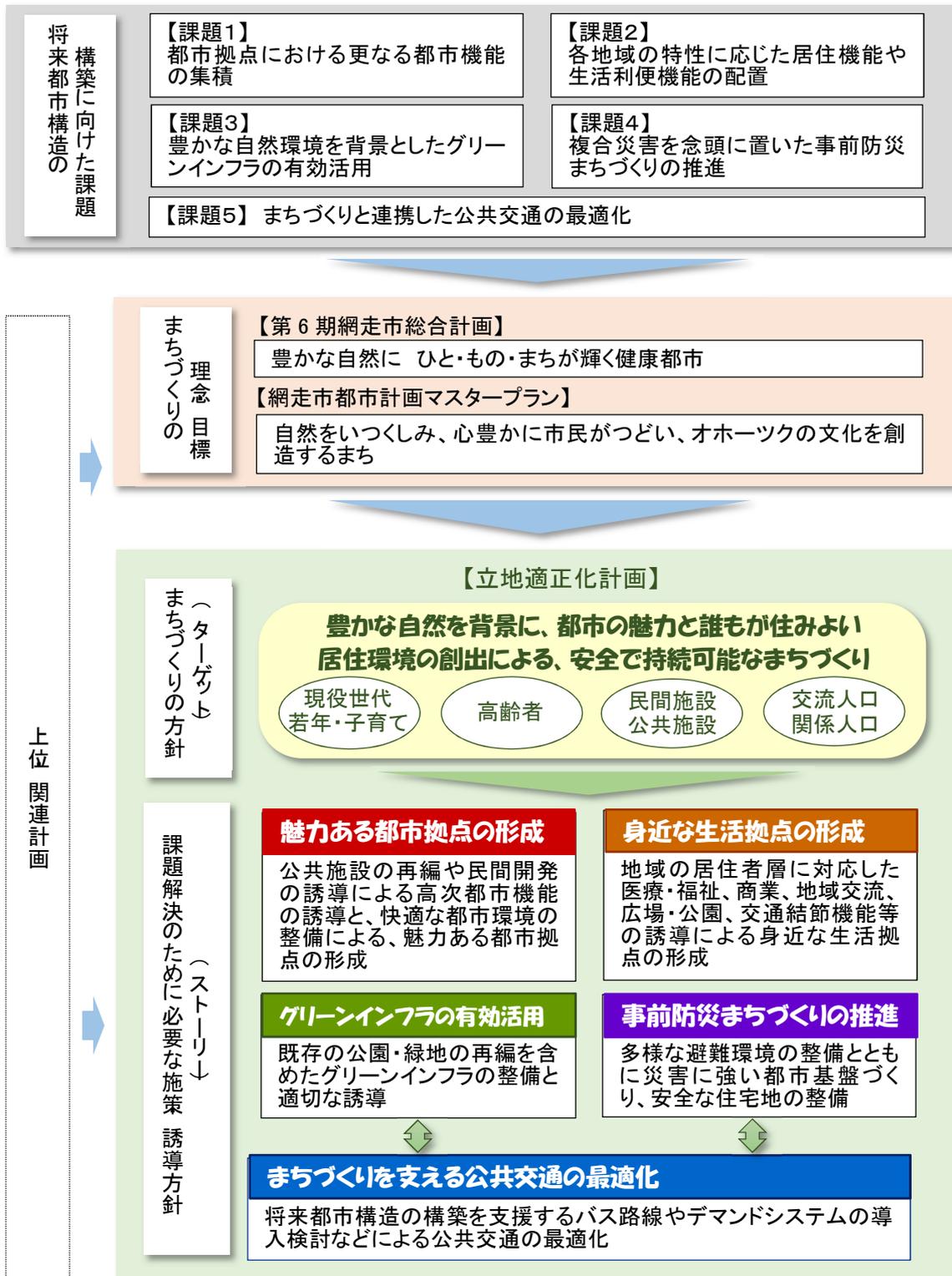


図 立地適正化計画におけるまちづくりの基本的考え方

2-2 目指すべき将来都市骨格構造

本計画においては、「3種の拠点（都市拠点、沿道商業ゾーン、身近な生活拠点）と3種の都市軸（骨格軸、生活軸、環境軸）からなる将来都市骨格構造」の実現を目指します。

（「図 将来都市骨格構造」参照）

拠点及び都市軸の詳細は次の通りです。

① 拠点

【都市拠点】：網走駅から網走川河口に至る兩岸のエリアは、網走市の顔である都市拠点と位置づけ、今後とも高次都市機能の更なる誘導を図り、オホーツク地域全体の中心拠点としての役割を担います。

【沿道商業ゾーン】：3・3・3本通沿線の近隣商業地域は、高台地区の生活利便性の向上に資する「沿道商業ゾーン」として、魅力ある商業集積地としての沿道環境づくりなどに取り組んでいきます。

【身近な生活拠点】：「コミュニティセンター」や「住民センター」を中心としながら、医療・福祉、商業、交流、公園・広場、交通結節などの身近な生活利便機能が集積した生活拠点の形成を図ります。

② 都市軸

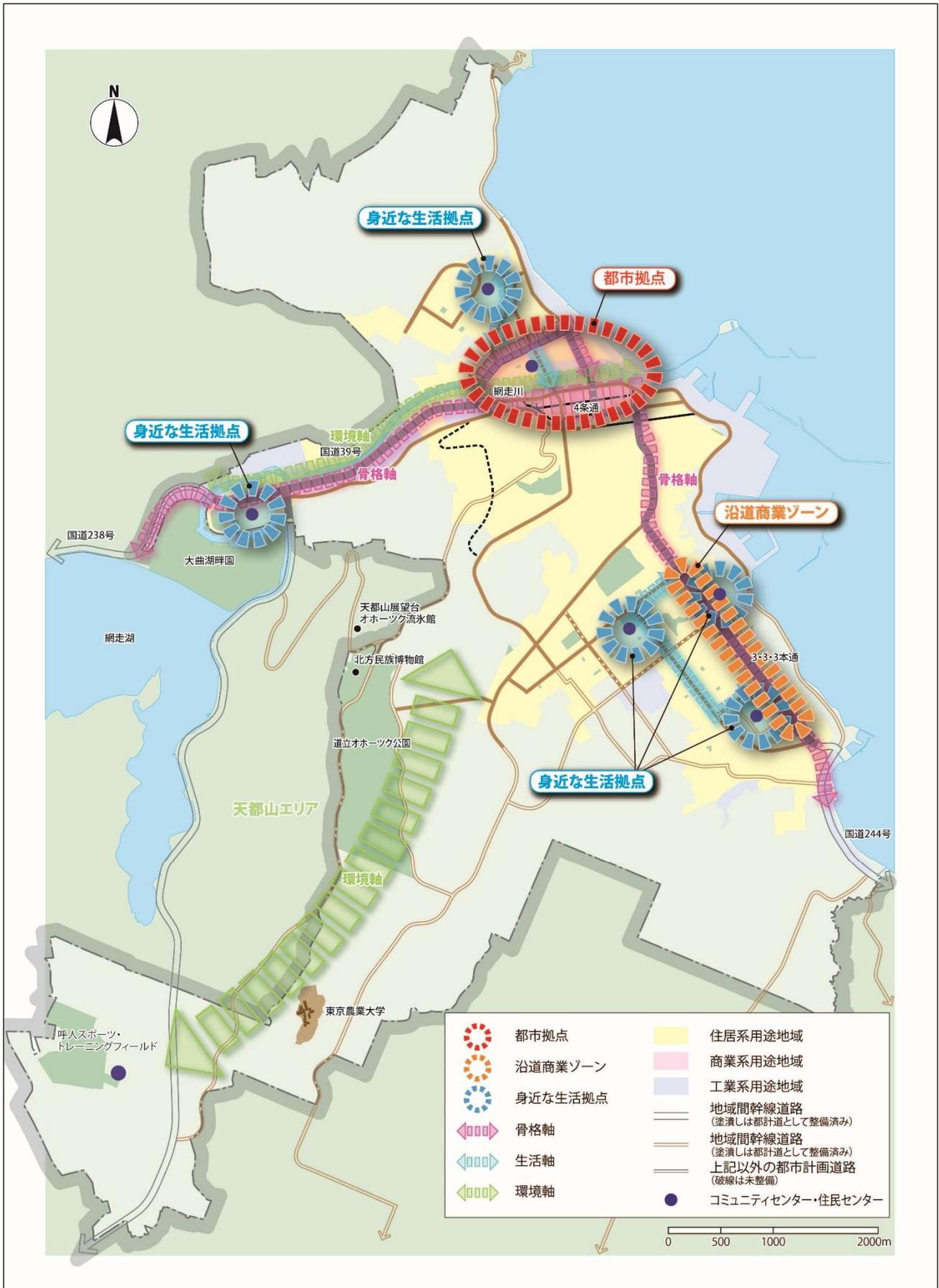
【骨格軸】：網走の市街地を三眺・大曲から中心部まで東西に貫く国道238号・39号、及び4条通（アプト4）沿線と、市街地を中心部から南北に貫き、沿道商業ゾーンを経由して国道244号に至る沿線を骨格軸と位置づけ、生活の大動脈として、また広域軸としての都市骨格の形成を図ります。

【生活軸】：都市拠点と身近な生活拠点や生活拠点相互、都市軸と生活拠点を結ぶ沿線を生活軸と位置づけ、沿道に更なる生活利便機能の充実とともに、生活軸においては、徒歩、自転車、バス、自家用車などによる移動が想定されるため、歩道空間・車道空間とも広幅員とし、快適な移動とともに、避難道路としての機能も併せ持つよう整備を図ります。

【環境軸】：網走湖から中心部を通りオホーツク海に繋がる網走川沿いの自然軸を「水辺の環境軸」、網走湖に面する呼人地域と、森林エリアにおける2つの道道（大観山公園線・中園網走停車場線）を経由して、潮見ほか網走市街地を連絡する自然軸を「森の環境軸」と位置づけます。

③ 公共交通

網走市内の公共交通網としてはJRとバスがあり、日常的な生活交通としてはバス利用が多くなっていることから、都市マスが目指す将来都市構造にあわせて、都市拠点と各地域を結ぶ骨格軸や骨格軸と身近な生活拠点、身近な生活拠点相互を結ぶ路線など、市民や観光客の移動実態に合わせながら、バス路線やデマンドシステムの導入検討など公共交通の最適化を進めます。



3 都市機能誘導区域の設定

3-1 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られる区域をいいます。

関係法令等（都市再生特別措置法・都市計画運用指針等）に示される「都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域」は次の通りです。

【都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域】

○都市全体を見渡し、都市の拠点となるべき区域

- ・鉄道駅に近い業務・商業地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

○都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める

都市機能誘導区域の候補としては、将来都市骨格構造の3種の拠点が考えられます。各拠点はそれぞれ次のような役割を担うこととしています。

表 将来都市骨格構造を構成する各拠点の役割

拠点	担うべき役割※				対象地区のイメージ
	役割の概要	役割1	役割2	役割3	
都市拠点	網走の顔として、役割1、2、3の全ての機能を担う	○	○	○	中心市街地
沿道商業ゾーン	都市拠点を補完する役割2に加え、役割3の機能を担う	—	○	○	3・3・3本通沿線の近隣商業地域
身近な生活拠点	地域住民の日常生活に必要な役割3の機能を担う	—	—	○	西部地区（大曲）、北部地区（北、向陽）、南部地区（潮見、つくしヶ丘、駒場）のコミセンを中心とするエリア

※役割1：オホーツク地域の拠点都市として、広域的な行政、文化、観光、医療、福祉等の都市機能を担う

役割2：網走の商業機能や交通結節機能を担う

役割3：地域の生活に密着した集会、子育て支援、高齢者支援、コンビニ、バス待合等の生活利便機能を担う

以上のような各拠点の役割を踏まえ、都市機能誘導区域としての望ましい区域像に合致する都市拠点において具体的な区域を設定すると次頁のようになります。区域面積は約114.3haで、市全体の用途地域面積（約1,197ha）の約9.5%を占めることとなります。

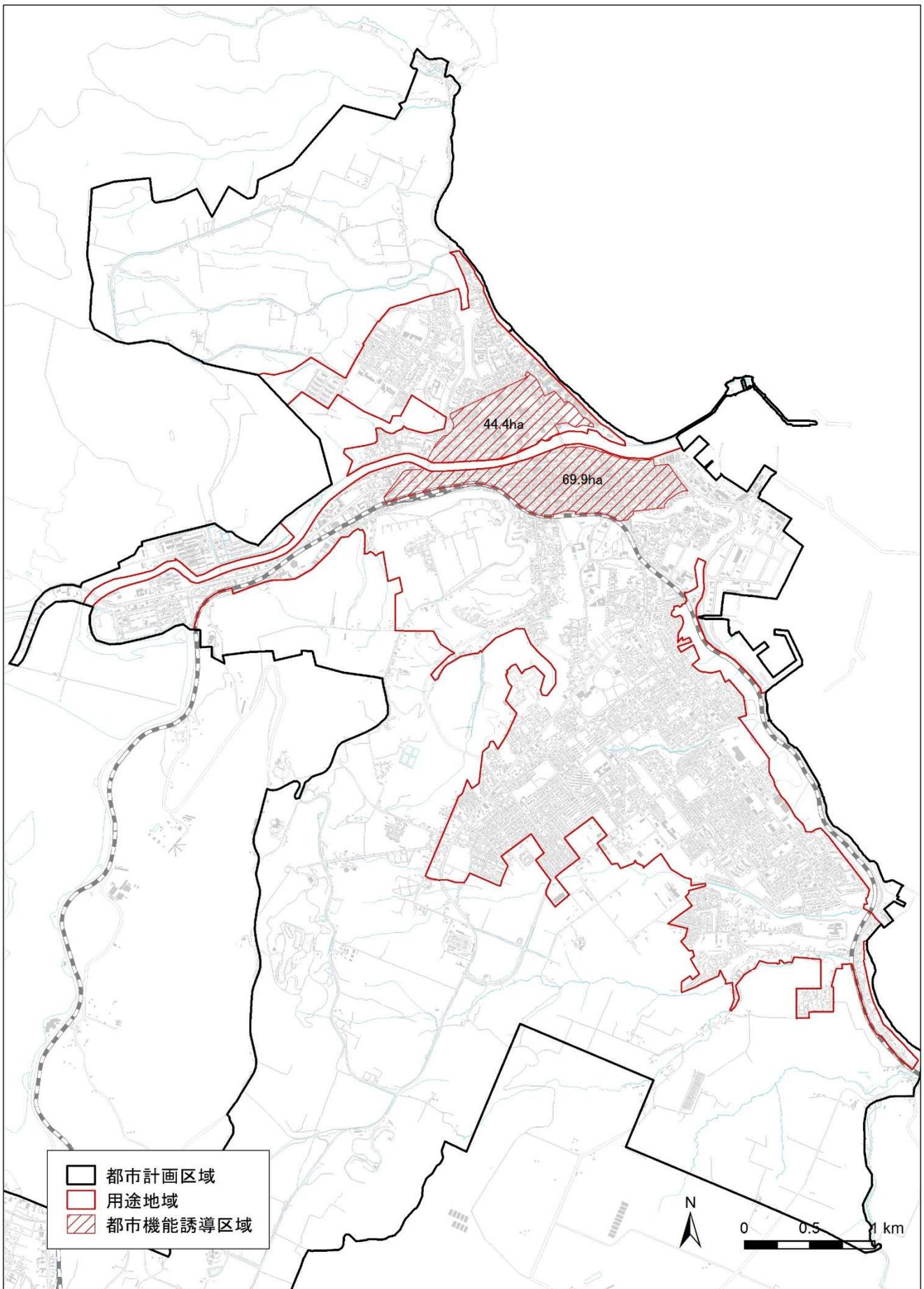


図 都市機能誘導区域

3-2 誘導施設の設定

誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の立地状況や配置を勘案し、次のような施設を誘導施設として定めます。

表 都市機能誘導施設の設定

施設区分		誘導区域における立地状況	誘導施設の設定		
			設定方針	設定の具体的考え方	
行政	市庁舎	○	○	転出抑制	都市拠点においては官公庁の集積による市民サービスの向上が必要であり、市全域からの来街者によるにぎわい創出効果も期待できます。
	国庁舎	×	○	誘導強化	オホーツクの中心都市として官公庁の集積による圏域住民へのサービス向上が必要であり、広域からの来街者によるにぎわい創出効果も期待できます。
	道庁舎 税務署	○	○	転出抑制	
	ハローワーク	×	○	誘導強化	同上。将来的に都市拠点への誘導を想定します。
	警察署 消防署	○	○	転出抑制	全市的な市民の安全・安心な暮らしに貢献する中心的な施設です。
保健福祉	保健センター	○	○	転出抑制	全市的な市民の健康の保持及び増進を図るための中心的な施設です。
	総合福祉センター	×	○	誘導強化	全市的な老人、母子家庭及び障がい者等の福祉を助長し、その向上を図るための中心的な施設です。
	こども発達支援センター	×	○	誘導強化	心身に障がい又は発達に心配のある児童とその家族への支援施設です。
医療	病院 (二次医療)	○	○	転出抑制	全市及び圏域の医療拠点として、総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる施設は、市民が安心して生活するために不可欠な機能です。
金融	銀行支店 信用金庫本店 郵便局(基幹)	○	○	転出抑制	決済や融資といった基幹的な金融機能は、全市や圏域の生業を支えるために不可欠な機能です。
教育文化	オホーツク・文化交流センター	○	○	転出抑制	全市的な市民活動や市民交流の中心的施設であり、多数の利用者によるにぎわい創出が期待できます。
	図書館 市民会館 美術館 モヨロ貝塚館	○	○	転出抑制	都市の歴史・文化を背景とした集客施設であり、市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる施設です。
	郷土博物館	×	○	誘導強化	
	観光交流	観光交通ターミナル・交流広場	×	○	誘導強化
	みなと観光交流センター	○	○	転出抑制	広域的な観光交流の中心的施設であり、多数の利用者によるにぎわい創出が期待できます。

4 居住誘導区域の設定

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域をいいます。

居住誘導区域の望ましい区域像や関係法令を踏まえ、次の方針で区域設定を行います。

表 居住誘導区域設定の具体的な方針

望ましい区域像	区域設定の具体的な方針	備考
「生活利便性が確保される区域」	【生活利便機能が集積しているエリア】 ・将来都市骨格構造の都市拠点、沿道商業ゾーン、身近な生活拠点から徒歩圏（半径 800m）の区域	
	【生活利便機能集積エリアへのアクセス性】 ・公共交通の結節点である鉄道駅やバスターミナルから徒歩圏（半径 800m）の区域 ・主要なバス停から徒歩圏（半径 300m）の区域	・「都市構造の評価に関するハンドブック」による
	【都市機能誘導区域等との関係】 ・都市機能誘導区域を含む区域、用途地域内の区域	
「生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域」	【目標年次における人口密度】 ・社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による目標年次（20 年後）の人口密度が、DID（人口集中地区）の基準である概ね 40 人/ha となるメッシュを含み、市街地として連担する区域	・100mメッシュで推計
「災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域」への対応	【居住誘導区域に含まないこととされている区域】 ・都市再生法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条により、農地法の農地、自然公園法の特別地域、森林法の保安林、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の区域については、居住誘導区域に含まない	
	【原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域】 ・災害のリスクが高く居住の危険性がある災害危険区域等については、原則として居住誘導区域に含まない	
	【適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域】 ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等については、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない	・3.0m以下の浸水区域については、避難環境の確保を前提に含めることとする ・大規模盛土造成地は当面含まない
	【居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域】 ・法令等により住宅の建築が制限されている区域や、今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域については、居住誘導区域に含めることについて、慎重に判断する	・原則として含まない

以上の方針に基づき、居住誘導区域を設定すると次頁のようになります。区域面積は約 682ha となり、用途地域全体（1,197ha）の約 57%を占めることとなります。

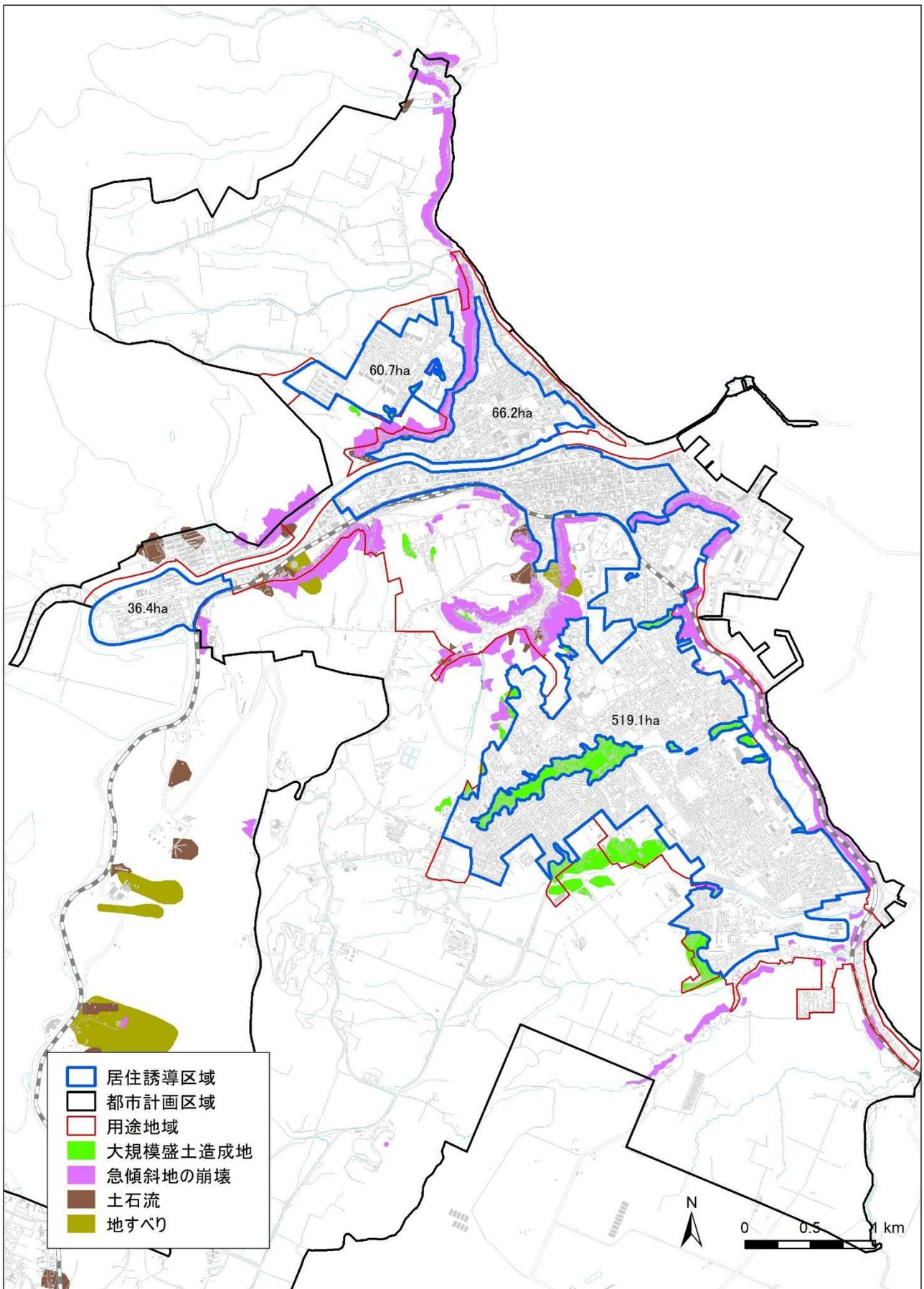


図 居住誘導区域

5 届出制度及び誘導施策

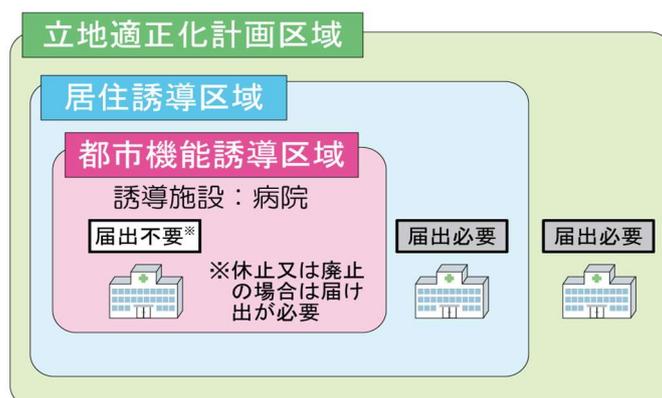
5-1 届出制度

(1) 誘導施設に関わる届出の対象となる行為

誘導施設の整備や休廃止の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する開発行為等を行おうとする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は、原則として市長への届出が義務づけられています。

表 都市機能誘導区域内外における届出の対象となる行為

区域外	開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	開発行為以外	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
区域内	休止又は廃止	・誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



(2) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合は、原則として市長への届出が義務付けられています。

表 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

5-2 誘導施策

(1) 都市機能を維持・誘導するための施策

①公共施設の再編・集約化と公的不動産の活用

公共施設の再編にあたっては、都市機能誘導区域内における再編・集約化を図るとともに、再編等によって生み出された空き地や空き施設の有効活用を検討します。

②民間活力の活用による都市機能の強化

都市機能の強化にあたっては、民間活力による都市機能の集積を進めます。同時に民間事業の推進に合わせて、必要に応じて周辺環境整備についても検討します。

③パブリックライフの充実に資する都市基盤の強化と利活用の推進

都市の魅力のひとつであるパブリックライフを醸成するため、公共空間や民有地内の公開空地等における質の高い空間づくりと官民連携による利活用の推進を図ります。

④各種制度の活用

都市拠点における都市機能の誘導にあたっては、必要に応じて都市構造再編集中事業や社会資本整備総合交付金事業など、国による支援制度の活用を図ります。

⑤まちづくりを支える持続可能な公共交通の構築

「網走市地域公共交通計画」の基本方針を踏まえ、将来都市構造の実現に向けたまちづくりを支える持続可能な公共交通の構築を目指します。

(2) 居住機能を維持・誘導するための施策

①身近な生活拠点の形成

「コミュニティセンター」や「住民センター」を中心としながら、生活利便機能が集積した身近な生活拠点の形成を図り、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

②公営住宅の再編・集約化と跡地活用

「網走市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を進めるとともに、余剰となった市営住宅用地については、定住促進のための住宅用地としての活用を検討します。

③民間住宅ストックの有効活用

「網走市耐震改修促進計画」を踏まえた安全安心な民間住宅ストックの形成とともに、中古住宅向けのリフォームに際しては、「網走市住環境改善補助金制度」の活用を図ります。

④官民連携による住み替えの促進

「網走市住生活基本計画」に基づき、人口減少・高齢化社会を見据え、高齢世帯が持つ大きな住宅を子育て世帯向けに活用できるような住み替え促進の仕組みづくりを検討します。

⑤空き家及び跡地の有効活用

「網走市空家等対策計画」に基づき、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域で利活用可能な空き家等については、地域住民と協働した活用について検討します。

⑥身近な公園機能の最適化と有効活用

地域ごとの人口動向や利用者層のニーズ、長期的な視点における管理コストの低減に配慮するとともに、まちづくりと連携しながら、公園機能の最適化とともにその有効活用を図ります。

6 防災指針

6-1 防災まちづくりの取組方針

網走市においては、土砂災害、洪水浸水、津波浸水などの災害ハザードエリアが分布しています。これらのエリアにおいては、災害リスクの回避と災害リスクの低減を総合的に組み合わせる取組む必要があります。

【災害リスクの回避】

- ・ 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築制限
- ・ 災害ハザードエリアからの移転の検討
- ・ 居住誘導区域から災害ハザードエリアを除外することによる立地誘導

【災害リスクの低減】

- ・ 国・道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策
- ・ 下水道の整備や雨水貯留の充実
- ・ 的確な避難を可能とする避難環境の充実
- ・ 的確な避難情報の提供と避難体制の強化

6-2 具体的な取組・スケジュール

災害リスクの回避及び低減に関わる具体的な取組について、短期、中・長期のスケジュールを次のように設定します。

(1) 災害リスクの回避に関わる取組・スケジュール

具体的な取組	短期 (5年)	中・長期 (10～20年)
・ 土砂災害ハザードエリア（レッドゾーン）における立地規制、建築規制	→	→
・ 居住誘導区域から災害ハザードエリアを除外（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、及びこれらに隣接する一部の浸水想定区域）	→	→
・ 居住誘導区域から大規模盛土造成地を除外	→	→

(2) 災害リスクの低減に関わる取組・スケジュール

具体的な取組	短期 (5年)	中・長期 (10～20年)
・ 国・道と連携した河川改修等の治水対策	→	→
・ 国・道と連携した土砂災害防止のための法面对策、砂防施設、治水施設等の整備	→	→
・ 下水道（雨水）の整備	→	→
・ 公園・広場の再編	→	→
・ 的確な避難を可能とする避難施設及び避難路の確保	→	
・ 災害対策本部となる市役所の移転整備による耐震性及び防災機能の強化	→	
・ ハザードマップなどの的確な防災情報の提供や防災訓練の実施による避難体制の強化	→	→

7 計画の実現に向けて

本計画においては、目標年次である令和 23（2041）年を見据えた方針、施策を定めており、計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの考えに基づいた評価により、計画の効果的な進行を図っていきます。

その際の施策・事業の妥当性や効果を検証するための評価指標として、誘導方針に基づく目標指標と、目標の達成により期待される効果指標を設定します。

具体的には、下表に示す通りです。

表 評価指標の設定

指標区分	誘導方針	評価指標	基準値	目標値	
				中間年	目標年
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の活力を支える現役世代、若年・子育て世代が暮らしやすい環境づくり ○高齢者が安全・安心で便利に暮らせる健康長寿のまちづくり ○公共施設・民間施設の再編・集約化による都市機能の強化 ○交流人口・関係人口の拡大によるまちの活力の維持・発展 	居住誘導区域における人口密度	3,693 人/㎢ (H27) (DID は 2,897 人)	—	2,897 人/㎢ (推計値は 2,652 人/㎢)
		近隣公園・街区公園等の遊具の更新	対象は、近隣公園:4 か所、街区公園:54 か所、その他の公園緑地	10 か所	20 か所
		路線バス利用者数	756,945 人 (H31)	基準値を維持 (R7)	基準値を維持
		都市機能誘導区域内誘導施設数	19 施設 (R3)	—	基準値以上
		公共施設面積	318,977 ㎡ (H28)	—	3 割削減 (R26)
		市営住宅戸数	1,760 戸 (H30)	1,307 戸 (R10)	中間年値以下
		中心市街地通行者数	平日:1,006 人/日 休日:905 人/日 (H30)	平日:3,000 人/日 (R6) 休日:2,000 人/日 (R6)	中間年値以上
		観光入込客数	147 万人/年 (H30)	199 万人/年 (R6)	中間年値以上
		宿泊客数	35.4 万人/年 (H30)	46 万人/年 (R6)	中間年値以上
効果指標	網走市における住みやすさ		住みやすい+やや住みやすい: 66.8% (H28)	—	基準値以上
	子育てがしやすいと感じられる割合		63.3% (H30)	65.0% (R6)	中間年値以上
	公園利用の満足度		子育て世帯が満足+やや満足: 74.8%	—	基準値以上
	路線バスの満足度		満足:19.6% (H31)	30% (R7)	中間年値以上
	健康寿命		男 79.19 歳 女 83.06 歳 (H30)	男 79.50 歳 女 84.39 歳 (R6)	中間年値以上
	公共施設の更新費用		30 年間で約 983 億円と推計 (H28)	—	3 割削減 (R26)
	網走観光に対する満足度		64% (H28)	80% (R5)	中間年値以上
	観光消費額		131 億円 (H29)	182 億円 (R5)	中間年値以上